



自治医科大学卒業医師の 令和5年度配置に係る調整の考え方

自治医科大学卒業医師の義務年限の取扱いについて

◆義務年限：

最短で9年間（修学資金貸与期間の1.5倍）

◆勤務場所：

各都道府県において**義務年限内の研修・勤務のローテーション**を作成
具体の勤務先は、知事の指定するへき地等の公的医療機関

○ 本県は、以下の内規等により勤務場所を決定。

1. 自治医科大学卒業生の受入れについて（神奈川県内規）
2. 自治医科大学卒業生の受入れに関する事務取扱いについて（以下、「事務取扱い」という。）
3. 自治医卒医師の義務年限期間における地域派遣の配置方針について（以下、「配置方針」という。）
（※3名期については、「自治医科大学卒業医師の3名期の配置ローテーションと結婚協定等に伴う勤務体制」にて配置を想定している。）

自治医科大学卒業医師の配置方法について

○ 本県のローテーションは原則として以下のとおりである。

【ローテーション】

卒後年	1～2年目	3～5年目	6～9年目
勤務先	初期臨床研修	後期研修（専門医取得）	地域医療機関勤務
	神奈川県立足柄上病院	県立病院等/保健福祉事務所	公立又は公的医療機関

【卒後6～9年目の配置先】



卒後6・7年目		卒後8・9年目
奇数期	偶数期	県内の公立・公的病院 ※医師派遣を要望する公立又は公的医療機関から、県が選定して配置する。 ※配置先は、原則として2年間固定とする。
派遣要望がある医療機関をローテーション ・病院 ・診療所（煤ヶ谷診療所は除く） ・保健福祉事務所（以下、「HWC」という） ※同期で2年間を分担、 ※2名期と3名期があり、ローテーションを各自設定	派遣要望がある医療機関をローテーション ・病院 ・煤ヶ谷診療所 ※同期で2年間を分担 ※2名期と3名期でローテーションを各自設定	

卒後6～7年目の配置の考え方について

◆奇数期(2名の場合)

	6年目	7年目
医師A	診療所4日 + 病院1日	公立・公的病院4日 + HWC1日
医師B	公立・公的病院4日 + HWC1日	診療所4日 + 病院1日



※1 医師A・Cの診療所は真鶴診療所

※2 医師Bの診療所は相模原市所管診療所

◆奇数期(3名の場合) ※令和5年度に卒後6年目の医師が41期生で3名期である。

	6年目	7年目
医師A	診療所4日 + 病院1日	週4 公立・公的病院4日 + HWC1日
医師B	公立・公的病院4日 + HWC1日	診療所4日 + 病院1日
医師C	公立・公的病院4日 + HWC1日	診療所4日 + 病院1日

3名期の卒後6・7年目の課題と対応について

<課題>

- ・来年度も診療所からの新規の要望がでない場合には、派遣先の調整ができない可能性がある。
- ・3年後（44期）も3名期があり、今回と同様のケースが発生する可能性がある。

<対応>

仮に診療所からの要望が出なかった場合は、診療所に類する医療機関に派遣することで対処することを検討したい。

【論点（要件の整理）】

- ・病院or在宅医療
- ・診療科：総合診療科
- ・病床数：〇〇以下
- ・地域：地域医療を必要とする地域（総合診療医として勤務）

説明は以上です。